

**プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る行為規制府令等の改正に伴う本協会関係規則の改正案
に対するパブリック・コメントと本協会の考え方について**

平成 18 年 12 月 1 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、プレ・ヒアリング（事前需要調査）に係る行為規制府令等の改正に伴い、本協会関係規則の所要の整備を図ることについて、平成 18 年 9 月 15 日から 10 月 4 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（2社7件）及び意見に対する考え方は以下のとおりである。

項番	意 見	考 え 方
1	<p>プレ・ヒアリングに関する各社の定めについて（2.(1)関係）</p> <p>に、「第三者が必要な措置を講ずることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するための措置」とあります。</p> <p>この文言から、対象となる第三者は、提供する証券会社によって直接必要な措置が講じられているか確認できる先のみが対象となる、という理解でよいですか。</p>	<p>第三者が必要な措置を講ずることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するための措置とは、第三者がプレ・ヒアリング対象者との間で取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結すること、当該第三者におけるプレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後5年間これを保存することなど、一定の必要な内容を協会員が「当該第三者との間で契約を締結すること」又は「当該第三者において当該措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること」をいいます。</p> <p>なお、2.(5)において、協会員は、第三者の選定を、原則として他の協会員又は協会員に相当する外国の法人（それぞれの業法や自主規制規則等一定の規制に服していると考えられる内外の金融機関）に所属する者に限ることとしていますが、御指摘の趣旨を踏まえ、協会員は、第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、海外関連会社（協会員（外国証券会社である会員を除く。）にあつては、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第1条第2項に定める関係会社（特別会員にあつては「証券会社」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）である外国法人又はこれに相当する外国法人をいい、外国証券会社であ</p>

項番	意見	考え方
		る会員にあっては、外国証券業者に関する法律第14条第1項に定める特定法人等又はこれに相当する外国法人)に属する者を委託先として選定する旨の修正を行います。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、海外関連会社に属していない者を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げないこととします。
プレ・ヒアリングを行う場合の留意点について(2.(2)関係)		
2	「調査を行うための必要最低限の法人関係情報」とありますが、必要最低限とは、発行会社の名称等の直接的情報は除いたもの、ということでしょうか。または、その程度について、ガイドライン等を提示のご予定でしょうか。	<p>需要動向を的確に反映した募集価格を形成すべく、適切な仮条件等を設定するために必要となる情報であれば、必ずしも発行会社の名称等の直接的情報を提供してはならないという趣旨ではありません。</p> <p>仮に、発行会社名等の直接的情報を除いたとしても、提供する情報が法人関係情報に該当する限りにおいては、当該情報は発行会社名が容易に推測できるレベルにあると考えられますので、発行会社名自体を提供する場合と特段の差異はないものと考えられます。一方、当該情報を法人関係情報に該当するまでに至らないレベルにまで落として提供する場合には、そもそも法人関係情報の提供には当たりませんので、本協会規則の適用外になるものと考えられます。</p> <p>なお、「必要最低限の法人関係情報」については、必要最低限か否かの判断が明確ではないと考えられるため、プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、協会員が社内規則で定める合理的な範囲とする旨の修正を行います。</p> <p>本件は、行為規制府令第10条第4号等に規定される法人関係情報の適切な管理の観点からも、御留意いただく必要があると考えられます。</p>
3	また、客観的な事実とありますが、これはどのような事実でしょうか。	<p>「客観的な事実」については、客観的か否かの判断が明確ではないと考えられるため、プレ・ヒアリング対象者に提供する法人関係情報の内容は、協会員が社内規則で定める合理的な範囲とする旨の修正を行います。</p> <p>本件は、行為規制府令第10条第4号等に規定される法人関係情報の適切な管理の観点からも、御留意いただく必要があると考えられます。</p>
4	今回、需要調査と勧誘の区別が明確化されない中で、「勧誘を目的としたものではないと明確化する」のは困難と思われますが、どのようなケースをご想定でしょうか。たとえばプレ・ヒアリング対象者が投資等を行わない先などでしょうか。	<p>今般の内閣府令改正は、届出前勧誘規制に影響を与えるものとはされず、改正後においても引き続き、協会員は従来から禁止されている勧誘行為を行うことはできません。このような規制の存在に鑑みれば、そもそもプレ・ヒアリングの目的が何なのかについて、当事者間で明確に確認し合うことも有用であると考えられます(ただし、当該確認をもって</p>

項番	意見	考え方
		<p>直ちに勧誘に該当しないことが決定されるわけではありません。)</p> <p>なお、当然ながら、協会員は、プレ・ヒアリング対象者との間で勧誘を目的としたものではないことを確認した場合であっても、当該プレ・ヒアリング対象者に対し提示する資料又は口頭による説明等の内容によっては、勧誘行為に該当する可能性があることに十分留意する必要がある、また、当該プレ・ヒアリング対象者に対し、当該プレ・ヒアリングに係る有価証券を取得させようとする場合には、別途勧誘を行うこととなるであろうと考えられます。</p> <p>また、これまで、国内におけるプレ・ヒアリングに関しては、証取法第4条に規定される届出前の勧誘の禁止や、行為規制府令4条9号等に規定される法人関係情報を提供した勧誘の禁止との関係において、これらの規制に抵触する蓋然性が極めて高いと考えられてきました。</p> <p>したがって、改正内閣府令の施行後においても、協会員が国内においてプレ・ヒアリングを行おうとする場合には、引き続き、上記勧誘規制に留意する必要があると考えられることを踏まえ、協会員は、原則として、証取法第2条第8項第4号に定める引受けを伴う国内における募集（証取法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。）に係るプレ・ヒアリングは行わない旨の修正を行います。</p>
調査対象者が取引制限に反した場合の対応について（2.(7)関係）		
5	「取引制限に反した事実を知った場合」とありますが、どのようなケースを想定されていますか。当局等による処分以外にも想定されているケースがあるのでしょうか。	当局等による処分以外には、各協会員の売買管理部門におけるモニタリングにおいて事実を知る場合などが理論上は想定し得るものと考えられます。
6	取引制限に反している場合は、日本の法令に反した行為が行われている可能性が大きいと推測されます。その場合、協会として何らかの規制、たとえば一定期間（5年間等）プレ・ヒアリングの対象からはずすよう協会員に通知するなど、の措置をとるべきではないですか。	<p>御指摘を踏まえ、協会員は、調査対象者等が守秘義務又は取引制限に係る契約に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない旨の修正を行います。</p> <p>また、協会員は、第三者が当該協会員との間の契約による取引制限若しくは守秘義務に反した事実又は当該第三者における必要な措置を怠った事実を知った場合には、同様に、当該第三者に対して2年間、プレ・ヒアリングを行わせてはならないこととします。</p> <p>なお、協会員は、上記の事実を知った場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した</p>

項番	意見	考え方
		<p>法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとし、本協会は、当該報告を協会員から受けた場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。）に通知することとします。</p>
7	<p>違反行為の防止が本規制の最大の目的であることに鑑みれば、プレ・ヒアリング停止期間を「当分の間」と曖昧にするなど、かなり協会員及び関連海外法人の自主裁量の余地が高く、防止策として有効とはいえない。防止策をより強化する規定が必要であり、以下のような規定を追加すべきと考える。</p> <p>制限に反した事実を知った場合の定義等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会員により選定された第三者が当該事実を知った場合には、その経緯・違反内容を記録し、速やかに協会員に報告することを協会員は当該第三者に義務付けること。 ・協会員は、選定した第三者を通じて、あるいは直接に、当該事実を知った場合には、その経緯・違反内容を記録しておくこと。 ・調査対象者の違反行為が関係当局の発表等により公知の事実となった場合は、全ての協会員が当該事実を知ったと見なされること。 <hr/> <p>プレ・ヒアリング停止期間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会員（選定された第三者を含む）の責任において調査対象者における違反行為再発防止体制が確認できるまで、あるいは当該確認が合理的な事情により困難な場合は（例えば）最低6ヶ月間、プレ・ヒアリングを行わないこととする。 ・調査対象者の選定基準には、違反行為者が発生した場合の対応として、上述の趣旨を反映したプレ・ヒアリング再開基準を含めること。 	<p>御指摘を踏まえ、協会員は、調査対象者等が守秘義務又は取引制限に係る契約に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行ってはならない旨の修正を行います。</p> <p>また、協会員は、第三者が当該協会員との間の契約による取引制限若しくは守秘義務に反した事実又は当該第三者における必要な措置を怠った事実を知った場合には、同様に、当該第三者に対して2年間、プレ・ヒアリングを行わせてはならない旨規定することとします。</p> <p>なお、協会員は、上記の事実を知った場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所並びに当該調査対象者等に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を本協会に報告するものとし、本協会は、当該報告を協会員から受けた場合には、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を有価証券市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。）に通知することとします。</p> <p>おって、違反行為の防止策強化の一環として、協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて、当該募集を行う上場会社等から、あらかじめ了解を得るとともに、その記録を保存することとします。</p> <hr/> <p>プレ・ヒアリング停止期間については、違反行為者を一定期間調査対象者として選定しないことにより、違反行為に対する一定の抑止効果が期待されるものであり、仮に、違反行為者における再発防止体制が短期間で確認された場合であっても、やはり相当の期間（上記により2年間）はプレ・ヒアリングを行わないこととすることが適当であると考えます。</p> <p>なお、当然ながら、相当の期間を経た後にプレ・ヒアリングを再開する場合には、各協会員において違反行為者における再発防止体制が確認されることが必要であると考えられます。</p>

以上